

I 統一論題報告

# グローバル時代における会計・監査研究の行方 ～Cross-Country 研究に注目して～

胡 丹  
名古屋大学

## 要 旨

モノ・カネ・ヒトのみならず、会計制度を含む制度までもが自由に国境を越えて移動する経済のグローバル時代において、会計・監査研究の領域で注目されてきているのが Cross-Country 研究である。Cross-Country 研究は、従来の比較制度分析をも包容するが、他国のデータ（財務数値・実験数値・アンケート数値等）を取得し、定量的に分析することも踏まえるものであると考えられる。

国内外の現状では、グローバル的なデータ・ベースの構築・拡充を背景に、Cross-Country 研究が盛んになりつつあるように見受けられる。また、先行 Cross-Country 研究の分析からは、監査領域における研究の関心が①法体制、②監査報酬、③監査の質、④利益の質、⑤企業特性および⑥監査市場、また会計領域における研究の関心が①利益の質、②ディスクロージャー、③経済的帰結、④法体制および⑤「〇〇GAAP」対「IFRS」のキーワードに集約できると考えられる。監査・会計研究領域の Cross-Country 研究は、法学・政治学・経済学や産業組織学の研究領域と重なっており、また、監査領域の研究における「ディスクロージャー」と「経済的帰結」をキーワードとする研究が期待される。

Cross-Country 研究に対する将来展望・提言において、一般論として、会計基準の基準間の差異への理解、企業別・国別の機関的特徴への熟知およびその上での実際のリサーチ・デザインでの細かな配慮（コントロール）の研究設計が期待される。また、注意しておくべきは、Cross-Country 研究でなくとも、単一の国を研究対象とする研究でも、国際的な示唆を提示する研究もあるということである。さらに日本の研究者にとって Cross-Country 研究への取り組みは、大きなチャンスであり、チャレンジである。

## I はじめに

モノ・カネ・ヒトのみならず、制度（市場経済、企業組織、金融システムなど）までもが自由に国境を越えて移動する経済のグローバル時代に突入していると言われているが、その時代にふさわしい会計・監査研究の行方は会計・監査の研究者にとっての関心事である。2011年のアメリカ会計学会の年度大会におけるコンカレント・セッション「Challenges and Opportunities in Cross-Country Accounting Research (Cross-Country 会計研究における挑戦および機会)」に掲げている「Cross-Country Accounting Research」というキーワードは、こうした会計・監査の研究者にヒントを与えるかもしれない。年度大会のセッション内容がその後論文となって、2013年3月のAccounting Horizons誌に公表された。本稿は、このアメリカ会計学会の年度大会での中心テーマとして掲げた「Cross-Country」研究を取り上げ、それに注目しながら、グローバル時代における会計・監査研究の現状への分析と行方への考察を課題とする。

一方、Cross-Country 研究は、従来の会計・監査制度などにおける比較研究とは異なるかという疑問が生じるかもしれない。筆者の理解では、グローバル時代において、1つの学術研究が1つの国のみを対象とせず複数の国を跨いでの分析・検討は、この「Cross-Country」会計・監査研究を意味している。その意味では、従来の「多国間比較研究」などの言葉と同義であるとも考えられる。ただし、Cross-Country 研究は、伝統的な記述型の制度分析に加え、多国のデータを取得し定量的に分析するという新しい会計・監査分

析手法の潮流を加えたものも含んでいる。その意味では、アメリカ会計学会などにおいて、従来の多国間比較研究などの言葉とは別に、Cross-Country 研究と名がつけられたと推測できる。

本稿では、まずⅡ節で、Cross-Country 研究の国内外の現状を確認・分析するとともに、代表的な先行研究をレビューする。次にⅢ節で、Cross-Country 研究をデザインするときの注意点を考察しながら、そのデザイン・フレームワークの提示を試みる。さらにⅣ節で、Cross-Country 研究の将来における可能性を探り、日本における当該研究を用いる会計・監査研究の行方を展望する。最後にⅤ節で、本稿の論点をまとめ、将来研究におけるオープン・クエスチョンを提示する。

## II Cross-Country 研究の国内外の現状分析と先行研究のレビュー

図表1はCross-Country 研究の国内外の現状を示している。トムソン・ロイター社の検索エンジンによれば、監査や会計分野において、諸外国文献数はそれぞれ340件、904件であり、また各分野の日本文献数はCiniiによれば、それぞれ109件、691件である。Cross-Country 研究において、会計分野の文献が日本でも諸外国でも監査分野より多いことが分かる。また、最も初期の先行研究においては、日本の文献が諸外国より若干早い時期に出現していることが見受けられる。その理由として、日本において第2次世界大戦後の社会的要請からCross-Country 研究の一種である比較研究が始まっていたからであると推測される。

図表2と図表3は、図表1の「論文一覧」

図表 1 Cross-Country 研究の国内外の現状

	諸外国		日本	
	監査	会計	監査	会計
検索エンジン結果	Web of Knowledge (Thomson Reuters) にてトピックに「comparison」and タイトルに「auditing」: 340 件	Web of Knowledge (Thomson Reuters) にてトピックに「comparison」and タイトルに「accounting」: 904 件。	Cinii にて論文名「比較 監査」: 109 件	Cinii にて論文名「比較 会計」: 691 件
最初期先行研究	Senn, S. A. [1955] "Differences in British and US Auditing Practice," Journal of Accountancy.	Davidson, S. and J. M. Kohlmeier [1966] "A Measure of the Impact of Some Foreign Accounting Principles," Journal of Accounting Research.	岩田巖 [1950] 「監査基準について-米国の監査基準との比較」税経通信。久保田音二郎 [1952] 「米独の外部監査の比較」会計。	黒沢清 [1949] 「会計原則の比較研究」会計。
論文一覧	Khurana and Raman [2004], Kwon et al. [2007], Choi et al. [2008], Francis and Wang [2008], Choi et al. [2009], Jaggi et al. [2012], Francis et al. [2013], Gul et al. [2013]	Ashbaugh and Olsson [2002], Ball et al. [2003], Hope [2003], Leuz et al. [2003], Frost et al. [2006], Lang et al. [2006], Daske et al. [2008], Henry et al. [2009], Shima and Gordon [2011], Barth et al. [2012]	高田 [2000], 町田 [2003], 伊藤 [2004], 町田 [2005], 町田 [2012], 井上 [2007]	岩崎 [2000], 川村 [2000], 櫻井 [2000], 胡 [2003], 辻 [2003], 胡 [2005], 増村 [2005], 胡 [2010], 胡 [2012]

出所: 筆者作成。

注: 「論文一覧」の作成基準: ①「Web of Knowledge」 「Cinii」の論文の検索結果; ②2000年以降の論文; ③諸外国の文献については、The Social Sciences Citation Index (SSCI) <sup>(1)</sup> ジャーナル論文である。

の行で取り上げた先行研究をそれぞれ「監査研究領域」と「会計研究領域」に分け、つぶさに詳細を明らかにしようとするものである。確認できるように、たとえば Compustat データ・ベースのグローバル版である Compustat Global database などのグローバル的なデータ・ベースの存在は、研究者が研究を行う上での素材となっている<sup>(2)</sup>。

図表 2 からは日本における先行研究が主に監査研究領域の固有テーマ(たとえば、コーポレート・ガバナンス、ゴーイング・コンサーン、監査委員会制度や監査の質)を扱っていることがわかる。また主に諸外国の監査領域における先行研究をレビューしていくと、研究の関心が①法体制、②監査報酬、③監査の質、④利益の質、⑤企業特性および⑥監査市場の6つのキーワードでまとめることができる。

「監査報酬」に関する研究は、監査領域に

おける特有なテーマへの研究であると考えられる。既に監査研究者(たとえば、Simunic [1980]; Dye [1993])が監査報酬を決定するモデルを提起している。Cross-Country 研究にはこれらのモデルを元に、新しい要素(たとえば法体制や重複上場)を入れることで、新しいモデルを立て、Cross-Country のリサーチ・クエスチョンに即した分析が行われていた(たとえば、Choi et al. [2008]; [2009])。

「監査市場」に関する研究も、監査領域における特有な研究になる。たとえば、Francis et al. [2013] は42カ国の監査市場を対象に、監査市場の集中度合いの利益の質に対する影響を分析した。特定の産業市場への分析、寡占状態市場への分析が産業組織学や経済学において永遠のテーマであると想起すれば、監査市場への研究は、監査研究・産業組織学や経済学の研究領域が交わったところにある研

図表 2 監査研究領域における Cross-Country 研究の先行研究

研究論文	分析・調査の概要	サンプルと年度・分析方法など	主な調査結果(一部)
Khurana and Raman [2004]	Big4に対して認識された監査の質の高さに対して、訴訟リスク要因が、それともしューテーションリスク要因がより影響を与えるかを分析。	米国、オーストラリア、カナダ、英国企業19,517個 <CompuStat data, I/B/E/S database> 1980-1999年 個別に、事前的資本コスト(財務諸表の信頼性)を被説明変数、Big4ダミー等を説明変数とする回帰分析; 米国のみに上記の関係が見られれば、訴訟リスク要因が強いと判断	①米国では、Big4クライアントの方が中小監査法人クライアントより、事前的資本コスト(ex ante cost of capital)が低いが、オーストラリア、カナダ、英国ではそうでない。 ②訴訟リスク要因がしューテーションリスク要因よりも監査の質により影響を与えている。
Kwon et al. [2007]	監査人の業種特化と利益との関係を検証し、さらにその関係が法的環境によって左右されるか否かについて検証。	28カ国36,907個 <Compustat Global Vantage> 1989-2003年 数値的発生高(Jonesモデル)やERCを用いた回帰分析	①業種特化の監査人のクライアント企業が業種特化でない企業より、数値的発生高が有意に低く、ERCが有意に大きい。 ②法的環境が弱い国ほど、上記の関係は強くなる。
Choi et al. [2008]	Big 4プレミアム(監査報酬における)が存在するか、国の法体制の違いによりBig 4プレミアムが変化するかについてモデルを立て、分析。	15カ国21,559個 <Worldscope database> 1989-2002年 監査報酬を被説明変数、法体制やBig4とそれらの交差項などを説明変数とする回帰分析	①法体制が強いほど、高い監査報酬が要求されることを発見。 ②同一な法体制の下、Big4プレミアムの存在が確認。 ③そのプレミアムの強い法体制のところほど少ない。 ④前述の法体制が監査報酬に対する影響やBig4プレミアムが中小企業においてより顕著である。
Francis and Wang [2008]	利益の質が企業が所在する投資者保護の環境とその企業がBig4を選ぶかという2つの事象にどのように影響を受けるかを分析。	42カ国57,988; 85193; 68167個 (3つの利益の質代理変数の分析それぞれ) <Compustat Global Industrial and Commercial file> 1989-2004年 数値的発生高、損失報告、EPS(Basu[1997]利益保守フレームワーク)を用いた回帰分析(固定効果モデル)	①利益の質が投資者保護が強いところほど良いが、それはBig4のクライアント企業にのみ適用する。 ②Big4が提供している監査の質は世界的に同一でないことを示唆。 ③統一したグローバル監査基準が必要かもしれないが、その施行メカニズムなども適切でなければ均質な監査の提供が保証されないことを示唆。 ④強い法体制のところへの重複上場企業がそうでない企業より、高い監査報酬を支払っている。 ⑤強い法体制と本国の法体制の差が大きいほど、さらに高い監査報酬を企業が支払っている。 ⑥重複上場における監査報酬のプレミアムが本国より弱い法体制の国での重複上場の場合に存在しない。 ⑦強い法体制が高い監査報酬の質を標準化したことから、株主がその監査報酬プレミアムを甘んじて支払うことが推測される。
Choi et al. [2009]	法体制の違う国での重複上場における監査の報酬のプレミアムについてモデルを立て、分析。	非米国14カ国17,837個 <Worldscope database> 1989-2002年 監査報酬を被説明変数、法体制や重複上場とそれらの交差項などを説明変数とする回帰分析	①強い法体制のところへの重複上場企業がそうでない企業より、高い監査報酬を支払っている。 ②強い法体制と本国の法体制の差が大きいほど、さらに高い監査報酬を企業が支払っている。 ③重複上場における監査報酬のプレミアムが本国より弱い法体制の国での重複上場の場合に存在しない。 ④強い法体制が高い監査報酬の質を標準化したことから、株主がその監査報酬プレミアムを甘んじて支払うことが推測される。
Jaggi et al. [2012]	利益の質と産業スペシャリストによる監査との関係に、投資者保護のインパクトを分析。	28カ国43,308個 <Compustat Global Dataset> 1989-2008年 数値的発生高(Kothari et al [2005]モデル)を用いた回帰分析	①投資者保護が弱い国において、産業スペシャリストによる監査が高い利益の質につながる。 ②投資者保護が弱かつ法の実行が弱い国において、産業スペシャリストによる監査は特に利益の質の向上に貢献することを示唆。
Francis et al. [2013]	監査市場の集中度合いは監査の成果である利益の質に及ぼす影響を分析。	42カ国58,408個 <Global Vantage database> 1989-2007年 数値的(金)発生高、利益の報告可能性や損失の過時認識を被説明変数、市場集中度などを説明変数とする回帰分析(国の固定効果モデル)	①Big4がその国の監査市場の大きいシェアを持つ国においてほど、高い品質の監査を計上している。 ②Big4の市場シェアが均等でなければ、利益の質が落ちる。
Gul et al. [2013]	投資者保護、企業の情報特性(規模、社数、Big4 N監査法人による監査が企業の負債コストに与える影響を分析。	30カ国96,396個 <Compustat Global Industrial and Commercial file, I/B/E/S> 1984-2006年 負債コストを被説明変数とする回帰分析	①Big N監査法人が投資者保護が強い地域にのみ、負債コストを削減する役割を果たす。 ②投資者保護の強い国、アメリカ・カナダ・イギリス、アイルランドなどにのみ、社数が短く中小企業・担当するアナリストが少ない企業でBig N監査法人に監査を担わせることで、負債コストの削減に寄与できる。
高田 [2000]	米国とドイツと日本の比較をしながら、コーポレート・ガバナンスを多角的に分析。	監査委員会制度を持つ米国、監査役会制度を持つドイツおよび監査役会・会計監事監査制度を持つ日本を対比しながら、分析; 権田信男教授の論文を重点的に取り上げ分析	①コーポレート・ガバナンス問題を株主保護の視点から利害調整の観点から見るのが米国によって相違。 ②米独と比較して日本は、社外としての株主層からくる経営者の選・解任権の無さと最大の相違点であり、権田説によれば、日本の問題点が7点ある。
町田 [2003]	ゴーイング・コンサーン(GO)監査規定の国際比較を通じて日本のGO規定の特徴・問題点について分析。	GO監査規定導入の背景、GO問題への対応の枠組みおよびGO監査手続の3つの側面より、米(SAS58)・英(SAS130)国際(国際監査基準: ISA)・日(監査基準等)を比較分析	①日本は基本的にはISAの枠組みを受け入れたが、米国基準も取り入れていることから、ISAより積極的にGO問題に対応。 ②日本のGO問題の課題3つ挙げた: 開示規定の整備; GC実務の評価方法の明示; ビジネス・リスク概念へのGO規定の対応の必要性
伊藤 [2004]	日本公認会計士協会による監査時間の国際比較の調査結果を提示・分析。	米・英・独・仏・加・日5カ国224個 <大手監査法人やその海外提携法人の協力の下、調査票の送付>分析 2002-2003 金融・製造・サービスその他別に、連結総資産額・売上高をX軸、監査時間数をY軸とする単回帰分析; 監査時間の「海外」対「日本」の倍率計算	①海外の監査時間数は概ね日本の1.1-2.8倍。 ②海外と比べ日本においては、報告書作成他、監査計画、統制評価手続に充てる監査時間が占める割合が低く、実証手続に充てる時間に充てることが想定される。
町田 [2005]	内部統制判定にかかると監査人の判断の国際比較分析。	3カ国46、33、30個(日・英・米) <日英: 被験者と面談し、米: 研究協力者を通じて、実験研究> 実施時期: 2003; 2004; 2005(英・日・米) 監査の時間、報酬、内部統制報告の実施の追加コストや内部統制モデルの脆弱性を調べることを目的に、仮想の企業項目を被験者に提示し、実験調査(項目)を行う(答えてもらう)。	①日本の内部統制判定に必要とする時間が少ない。 ②日本の監査報酬額の低さが時間当たりの報酬額によるものでなく、監査計画上の監査時間、とりわけ内部統制判定時間の少なさに起因する。 ③内部統制監査に関わる追加コスト(見積時間)が少ない。 ④日英米の会計士において、ガバナンス、リスクの識別およびモニタリングに関する意識の違いがある。
井上 [2007]	国際比較による日本の監査委員会制度の現状分析。	英国と米国の監査委員会制度を比較・検討し、そのうえで日本の監査委員会制度と比較し、その現状を分析	①英国と米国の監査委員会制度の比較の結果、監査委員(金)が備えるべき要件や職務と職責に関して同質性が認められるが、英国において内部監査プロセスの監督や内部統制システムのレビューの規定がない。 ②日本は英米と比較して、その規定が最小限にとどまっており、制度導入が進んでいない理由の一つとして考えられる。
町田 [2012]	(監査の品質をサロゲートとする)監査時間の国際比較に基づく監査の品質の分析。	2カ国467、198個(日・米) <調査シートによる実験調査(守秘義務の誓約の下、日米の監査事務所への)> 2007-2009 日米の監査時間の差異、内部統制監査の導入の影響および低質な監査報酬の原因について3つの課題(仮説)を立て分析	①日本の監査時間(対売上高比率)が米国の1/4。 ②内部統制監査の導入による監査時間への影響が発見されなかった。 ③日本の監査報酬の低減の原因が監査時間の少なさ、特に内部統制評価や品質管理時間の少なさに起因する可能性が高く、監査の品質を保つという意味では大きな課題が残る。

出所: 筆者作成。

究であると理解できる。

6つのキーワードのうちの2, 3を組み合わせた研究も見受けられる。たとえば, Khurana and Raman [2004] が法体制の違いを背景とする監査の質 (Big4 に対して認識されたもの) への分析; Kwon et al. [2007] が監査の質 (監査人が産業スペシャリストであること) と利益の質と法体制の3つの要素を同時に検証; Francis and Wang [2008] が利益の質と法体制と監査の質 (Big4 の選択) を検証; Jaggi et al. [2012] が利益の質と監査の質 (監査人が産業スペシャリストであること) と法体制を取り上げ; Gul et al. [2013] が法体制, 企業特性と監査の質 (Big4 の選択) を選択し分析した。これらの研究が監査領域の研究であるが, 会計の研究領域とも関わりあって, 「利益の質」や「企業特性」をキーワードとするリサーチ・デザインが多い。一方, 日本では監査時間を扱う研究が目立つ (伊藤 [2004]; 町田 [2005]; [2012])。

先行研究の束を眺めてみると, 国の法体制の違いに着目した監査研究が学者たちによって進められていることがわかる。法体制の違いという視点は, (後にも触れるが) 監査研究領域に関わらず, 会計領域にも存在する研究視点である。また法体制に対する研究が政治学や法学の研究領域でもあることから, このテーマに対する研究は, 会計・監査領域の研究が政治学や法学の研究領域と重なる研究であると認識できる。

2000年以降の監査領域における Cross-Country 研究の重要な研究成果のポイントを6つのキーワードに落とし込みながら総括・挙すると, 下記のように挙げられる。

#### <法体制>

・法体制が強い国 (米国) のみ, 大監査法人がよりよい監査の質を提供していることを

示唆 (Khurana and Raman [2004]; Francis and Wang [2008]), 社齢が短く中小企業・担当するアナリストが少ないという企業特性を持つ企業が大監査法人に監査を担当させることで, 負債コストの削減に寄与でき (Gul et al. [2013]), また法体制の弱い国において, 特に高い監査の質 (産業スペシャリストの監査人による監査を受ける) が高い利益の質につながる (Jaggi et al. [2012])。

#### <監査の質>

・監査の質が高い (産業スペシャリストの監査人による監査を受ける) 企業ほど, 利益操作を抑制できるが, 法的環境が弱い国ほど, その抑制作用が強くなる (Kwon et al. [2007])。

・海外の監査時間数は概ね日本の1.1-2.8倍で (伊藤 [2004]), また特に日本の内部統制評定にかかる時間が少ない (町田 [2005])。

#### <監査報酬>

・監査報酬における Big4 プレミアムは法体制の強い国ほど少なく, また, 全体的に中小企業において顕著である (Choi et al. [2008])。

・本国より法体制の強い国への重複上場をした場合のみ, その企業においては, 監査報酬プレミアムが存在する (Choi et al. [2009])。

・日本の監査報酬の低廉が時間当たりの報酬額の差によるものでなく (町田 [2005]), 監査時間の少なさ, 特に内部統制評価や品質管理時間の少なさに起因する (町田 [2012])。

#### <監査市場>

・大監査法人が監査市場の大きいシェアを持つほうが利益の質へ貢献するが, それらの大監査法人間の市場シェアが均等でなければ, 利益の質が落ちる (Francis et al. [2013])。

図表3は, 「会計研究領域」における Cross-Country 研究をまとめている。日本の先行研究には「会計研究領域」特有なテーマ (た

図表3 会計研究領域における Cross-Country 研究の先行研究

研究論文	分析・調査の概要	サンプルと年度・分析方法など	主な調査結果(一部)
Ashbaugh and Olson [2002]	IASとU.S. GAAPに基づく財務情報の3つのモデル(EC; BV; Fモデル)に対する適合性について分析。	15カ国62個; SEAQ国際資本市場上場 < Bloomberg: I/B/E/S > 1997年 ECモデル: 1株当たり株価が非説明変数、利益が説明変数; BVモデル: 純資産簿価が説明変数; Fモデル: 純資産簿価と残余利益が説明変数とする回帰分析	①BVモデルがIASとU.S. GAAPに基づく財務情報とある程度説明できる。 ②FモデルがU.S. GAAPを用いたものに最も当てはまりが良く、またIASを用いたものにはECモデルが最も良い。 ③IASとU.S. GAAPの両者の財務情報を同時に出している企業にとっては、Fモデルがより当てはまる。
Ball et al. [2003]	高質な会計基準を使っているが("Common"グループ)、財務諸表の作成者のインセンティブが低いと思われる香港、マレーシア、シンガポールとタイの財務報告の質について分析。	香港、マレーシア、シンガポールとタイ2726個 < Global Vantage database > 1984-1996年 損失の即時性と持続性を測るBasu [1997]モデルを用いた回帰分析; Ball et al. [2000]で計算された"Common" Codeグループと比較	①財務報告の質は、基準自体の質ではなく、その国の機動的な環境による需要で決まる。具体的には、香港、マレーシア、シンガポールとタイが使っている会計基準が高質だが、財務諸表の作成者のインセンティブが低い環境に居ることから、財務報告の質は集団として低い。その中において、香港は最も高い財務報告の質をもつ。 ②例として、IASの施行メカニズムの重要性を示唆。
Hope [2003]	アナリスト予測の正確性と年次ディスクロージャーの関係、そしてその正確性と会計基準の施行の水準との関係について分析。	20カ国1,309個 < CIBAR [1993, 1995]: I/B/E/S > 1991年と1993年 アナリスト予測の正確性を被説明変数、ディスクロージャー・スコア(CIBAR)と法の施行の水準などを説明変数とする回帰分析	①企業レベルの年度ディスクロージャーのレベルはアナリスト予測の正確性に有意に正の関係にある。 ②5つの変数で構成される法の施行水準はアナリスト予測の正確性に有意に正の関係にある。 ③担当するアナリストが少ないとき、ディスクロージャーのレベルがさらに予測の正確性に正の相関をもつ。
Leuz et al. [2003]	31各国における利益操作の差異について分析。	31カ国70,955個 < Worldscope Database > 1990-1999年 La Porta et al. [1997, 1998]の機動的変数の状況に応じて、クラスター分析により国たちを3つに分け; それら3つのグループにおいて、それぞれ4つの利益操作の変数で統合された「利益操作変数」を被説明変数、外部投資者の利益の反映、法の施行の水準などを説明変数とする回帰分析	①比較的分散した所有、強い投資者保護、大きい株式市場を有する国において利益操作水準が低く、比較的集中した所有、弱い投資者保護、発展されていない株式市場を有する国において利益操作水準が高い。 ②利益操作が少数株主の権利の質(La Porta et al. [1998])、法の施行水準と負に相関し、「投資者保護が強く、内部者が私的なコントロールによる利益を得にくいのであれば利益操作が減る」という筆者の予想が支持された。
Frost et al. [2006]	50の国際的取引所を対象に、証券取引所のディスクロージャー・システムと市場の発展具合の関係について分析。	50の国際的な証券取引所 < CIBAR [1995]; 1998 FIBV disclosure survey > 1997-1998年 5つの変数の平均として計算される市場の発展具合の変数を被説明変数、調査票等によって集計された12のディスクロージャー変数の集計変数と3つのサブ集計変数などを説明変数とする回帰分析	①ディスクロージャー・システムの強さ(ルール、モニター、施行力)は、取引所の規模、法的システム、情報環境などをコントロールした上、市場の発展具合と正に関係する。 ②ディスクロージャーの基準の厳格さの促進が市場の質を促進することを示唆。
Lang et al. [2006]	利益操作(①利益平準化、②利益ターゲットへの接近傾向、③株価への関連性および④損失の即時認識)の視点から、US GAAPへの調整を持つ米国で重複上場した非米国企業とU.S. 企業との比較分析。	34カ国698個 < CRSP; Compustat data > 1991-2002年 ①利益平準化と③株価への関連性の視点について、cross listerとUS企業との差の検定; ②利益ターゲットへの接近傾向と④損失の即時認識の視点について、cross listerとUS企業との差をいれた回帰分析	①重複上場企業はUS企業より、利益平準化行動をし、小さな正の利益の比率が多く、損失の即時認識をしなく、特にバッド・ニュースの場合における株価への関連性を失う。 ②投資者保護の視点から弱い国出身の企業ほど、4つの利益操作の傾向が強く、SECの監督がこの傾向を完全に克服させられなかったことを示唆。 ③重複上場企業のうち、調整表作成者の株価への関連性がUS GAAP(のみ)準拠者より低いことがわかった。
Daske et al. [2008]	世界規模におけるIFRSの強制適用の経済的帰結について分析。	41カ国105,527個 < Worldscope; Datastream: I/B/E/S > 2001-2005年 差の検定; パネル回帰; クロス・セクション回帰; 月別変化の分析; 回帰の場合の非説明変数: 市場流動性(ゼロのリターンを占める割合、Amihud [2002]流動性の年度中央値、推定取引コスト、ビッド・アスク・スプレッド)、事前的資本コスト(4つの方法で計算)、トーピンのQ	①IFRSの強制適用者がIFRSの強制適用後、それらの市場流動性の3-6%の増加が観測された。 ②事前的資本コストの減少とトーピンの増加は、IFRS導入の前にも観測され、市場参加者のIFRS導入前からの経済的帰結への参加を示唆。
Henry et al. [2009]	U.S. GAAPとIFRSの差がFASBとIASBの統一化プロジェクトやEUのIFRS導入によりどのような影響を受けるのかについて分析。	EUの14カ国75個 < the Bank of New York Mellon's Depository Receipts website > 2004-2006年 差の検定: Harris and Muller [1999]の価値関連性の回帰分析	①U.S. GAAPとIFRSの利益および純資産における差異が2004-2006年の間、減少したことを発見。 ②年金とその他の差異はU.S. GAAPとIFRSとの間の主な差異である。 ③IFRSからU.S. GAAPに準拠するものへの調整項目には価値関連性が認められる。
Shima and Gordon [2011]	米国投資者がIFRS適用の国への投資を増やすのかについて分析。	44カ国152個 < US Treasury Department survey; World Bank et al. > 2003-2006年 米国投資者による外国への投資(割るGDP)を非説明変数、IFRS適用、法的環境(法の基準および施行力)がミーやその交差項を説明変数とする4つの回帰分析	①米国投資者はIFRS適用が否かによってその国への投資を増やさない。 ②法的環境、特に施行力が高い国ほど、米国投資者はその国への投資を増やす。 ③IFRS適用で、さらに法的環境が強い国ほど、米国投資者はその国への投資を増やす。
Barth et al. [2012]	非米国企業のIFRS適用でその会計数値に反映したものが米国企業のものと比較可能であるかについて分析。	27カ国16,428個(重複上場企業除外) < Worldscope; Datastream > 1992-2009年 De Franco et al. [2011]を使っての推定値との差の検定(「会計システムと比較」); 株価・リターン・キャッシュフローを被説明変数とする価値関連性の回帰分析の結果の比較; 会計発生高、利益平準、損失の即時認識の会計の質の比較検定	①非米国企業のIFRS適用で米国企業との比較可能性(会計システムと価値関連性)が、自国基準適用企業より、改善された。 ②その改善が顕著な集団は、IFRS強制適用、コモン・ロー国所在、高い施行力国所在の集団である。 ③一般的に米国企業会計数値のほうは価値関連性が高いが、コモン・ロー国所在の企業との差がない。

岩崎 [2000]	英米の概念的枠組みについて分析。	英米の概念的枠組み、特にその会計計算構造に焦点を当て、その特徴・同異点および背景を分析	①(意思決定有用性アプローチの採用など)両枠組の基礎的部分では類似。②(損益標準、利益繰り延べを行うか否かなど)両枠組の展開部分では相違部分がある。 ③英国の枠組が米国を先行モデルとしているや国際化の進展によるものがある。米国では、投資意思決定に有用という論理展開があるのに対して、英国では、広範な利用者の情報ニーズを応えようとする考えが背景にある。
川村 [2000]	固定資産に係る減損の認識と測定問題(たとえば、現在価値の利用の仕方など)を米・国・国際会計基準の比較検討を通じて分析。	現在価値の概念整理(公正価値との関係を含め)、視覚的にモデルを示し、米国基準とIFRSの比較検討し、日本に対するインプリケーションを分析。	①現在価値は公正価値あるいは使用価値の推定値の2つを指す可能性がある。②減損の認識の判定基準値、自己割別のれんの計上などにおいて、米・IFRSに差異がある。 ③日本においては、減損の定義や認識・測定目的を明確にし、土地に係る減損の判定に数値的基準値の併用、自己割別のれんの計上問題を慎重に検討する必要がある。
櫻井 [2000]	日・米・英・独・豪の世界主要国のテレコム管理会計システムの比較研究。	世界の主要テレコム業者4社の管理会計システムを考察し、日本のテレコム業者が今後実施すべき戦略として業績評価の在り方とABCの実施状況を分析。	①業績評価について、相違があるのは、EVA、バランスト・スコアカード、キャッシュ・フローである。日本は今後、後両者の利用が課題。 ②接続料金の算定に、日本を除く世界の業者がABCを利用していることから、今後、その利用が課題。
胡 [2003]	中国GAAPとIFRSに基づく財務諸表の価値関連性の比較検証。	上海証券取引所でB株発行中国企業、261個<証券取引所HP:認定された証券新聞と雑誌>1984-1999株面を被説明変数、一株あたり利益と純資産簿価を説明変数とする回帰分析	①IFRSに基づく財務数値がより保守的。 ②IFRSに基づく財務数値も価値関連性を持つが、中国GAAPのものと比較すると劣位にある。
辻 [2003]	企業結合会計の国際比較。	企業結合会計に係る会計処理方法や基準の基本的考え方等について、特に米とASBやEUの動向を取り上げながら、実務については20カ国の先行研究の調査結果を示しながら、日本に対する示唆を考察。	①企業結合に係る会計処理方法として、パーティス法が理論上の選択。 ②日本の2003年の「企業結合に係る会計基準(案)」において、パーティス法におけるのれんの償却および持分プーリング法の許容という2点が注目されるべき。
胡 [2005]	日本証券市場がUS GAAPに基づく財務諸表から日本基準への調整項目に対する反応、およびそこから導かれる示唆に対する分析。	US GAAPに基づく財務諸表作成日本企業、158個<会社四季報:日経NEEDS Financial Quest>1993-2003株式リターン、株面純資産の比率を被説明変数、デフレートされた税引き前利益と調整項目が説明変数のパネルデータ分析(変量効果モデル採用)	①調整項目のうち、役員賞与と調整項目や事業税及びリース取引が有意性が認められ、日本の市場関係者がそれらの差異に対する知識があることが確認された。 ②減損損失調整項目の価値関連性が認められなく、市場関係者が減損会計における日米の差異がないと認識しているとの示唆。
増村 [2005]	US GAAP準拠利益、日本基準への修正した利益、それぞれが有する情報内容を比較分析。	US GAAPに基づく財務諸表作成日本企業、206個<黒川[1995]企業リスト;New York/NASDAQ証券取引所>1996-2003株面、株式時価総額を被説明変数、US GAAP準拠利益、日本基準準拠利益やその相違額等を説明変数とする回帰分析	①US GAAP準拠利益と日本基準準拠利益の差が有意;日本のほうが保守的。 ②US GAAP(日本)準拠利益を所有とし、日米(米日)利益相違額の増分情報内容が一部分ある(ある)。 ③US GAAP準拠の財務数値(利益と純資産簿価)が日本のより投資者にとって有用であることを示唆。
胡 [2010]	会計基準の相違などに踏まえ、ドイツGAAPとIFRSのもとで報告された利益および純資産簿価はどちらが株価により密接な関連をもつかについて分析。	ドイツGAAPとIFRSに基づく財務諸表作成企業、116個<Merger Online>2000-2005株面を被説明変数、一株あたり利益と純資産簿価を説明変数とする回帰分析	①ドイツ会計の国際化へは、自らの選択とEU加盟国の選択によるものである。 ②ドイツGAAPとIFRSに基づく財務数値の差異が少ないが、ドイツGAAPの純資産簿価が有意に高い。 ③IFRSは数小ながら、ドイツGAAPより価値関連性がある。 ④純資産簿価における価値関連性が時間とともに低下。
胡 [2012]	日本・IASB・中国の比較を通じながら、中国における中小企業会計の現状や2011年のそれに関する草案を中心に分析。	中国における中小企業会計制度の体系を整理し、日本・IASB・中国の比較を用いながら、中国の中小企業の状況と区分、2011年のそれに関する草案内容を分析	①中国の「小企業」区分が日本の「小企業」区分に類似。 ②2011年草案には、親会社や子会社が適用対象外、概念フレームワークがない。 ③小企業に対する基準が簡素化されてきたことが確認でき、財務諸表上の構成要素のそれぞれの構成にはIASBのものと相違がある。

出所: 筆者作成。

たとえば、概念フレームワーク、減損、管理会計システム、企業結合会計、中小会計)を他の国やIFRSと比較することで検討するというスタイルが多いように見受けられる。また、主に諸外国の会計領域における先行研究をレビューしていくと、研究の関心が①利益の質、②ディスクロージャー、③経済的帰結、④法体制および⑤「OOGAAP」対「IFRS」の5つのキーワードにまとめることができる。

「OOGAAP」対「IFRS」に関する研究は、詳細な会計基準そのものの違いが起点になっていることから、会計領域特有なテーマに対する研究であると考えられる。Ashbaugh and Olsson [2002] がそのキーワードの範囲

において、モデルの適合性を確認し、またLang et al. [2006] が利益操作という視点から検証し、さらにHenry et al. [2009] やBarth et al. [2012] がそれぞれその差や比較可能性(利益の質の一種とも考えられる)の差について分析した。日本においては、胡[2005] および増村[2005] は、U.S. GAAPに基づく財務諸表および日本基準への調整表が日本企業から公表していることに注目し、その調整項目や増分情報内容などを検証した。加えて、胡[2003; 2010] は、中国GAAPあるいはドイツGAAPとIFRSに基づく財務情報の価値関連性の比較に焦点を合わせた。「ディスクロージャー」と「法体制」は

「法体制」としてもまとめられるが、会計領域における「ディスクロージャー」そのものの重要性から、ここでは別のキーワードとして取り扱う。これらに関する研究は、前述したように、政治学や法学の研究領域と重なる部分がある。具体的には、Hope [2003] がアナリスト予測の正確性（利益の質の一種とも考えられる）とディスクロージャーと法体制のそれぞれの関係について分析し、また Frost et al. [2006] が証券取引所のディスクロージャー・システムの強さと市場の発展具合との関係について分析した。

「法体制」とその他のキーワード、たとえば「利益の質」を組み合わせたリサーチ・デザインもある。たとえば、Ball et al. [2003], Leuz et al. [2003] および Shima and Gordon [2011] はそれぞれ法体制の世界的違いを背景とし、（会計基準そのものがコモン・ローのグループに属するが、法の施行力が弱いかもしれない）東アジアの4つの国を分析対象とし、各国の利益操作の差異や投資行動について分析した。

また世界的に IFRS 導入の「経済的帰結」は、経済学の研究領域と重なり、また学術的にも興味深いテーマになる。Daske et al. [2008] は、そのニーズに応えた研究であり、彼らは、市場流動性、事前的資本コスト (ex ante cost of capital) およびトービン Q の3つの側面から、IFRS 導入による経済的帰結を検証した。

2000年以降の会計領域における Cross-Country 研究の重要な研究成果のポイントを上記5つのキーワードに落とし込みながら総括・列挙すると、下記のように挙げられる。

#### <「OOGAAP」対「IFRS」>

・「US GAAP」対「IFRS」における利益および純資産の差異が減少したが、調整項目

には価値関連性が認められ (Henry et al. [2009]), 利益および純資産を同時に扱うモデルとして US GAAP に基づく財務情報が IFRS (日本) のものより当てはまりが良く (Ashbaugh and Olsson [2002]; 増村 [2005]), また米国企業の会計数値のほうに価値関連性が高いが、コモン・ロー国所在の企業との差がなく (Barth et al. [2012]), さらに重複上場企業のうち、調整表作成者の株価への関連性が US GAAP (のみ) 準拠者より低い (Lang et al. [2006])。

・日本基準準拠利益のほうが US GAAP 準拠利益より保守的であり、その差が有意、また US GAAP (日本) 準拠利益を所有とし、日米 (米日) 利益相違額の増分情報内容が一部分ある (ある) こと (増村 [2005]) が確認され、その差の内容である調整項目のうち、役員賞与調整項目や事業税及びリース取引に有意性が認められ、日本の市場関係者がそれらの差異に対する知識があることが確認されたが、減損損失調整項目の価値関連性が認められなく、市場関係者が減損会計における日米の差異がないと認識していると示唆 (胡 [2005])。

・(1994-1999年) IFRS に基づく利益および純資産が中国 GAAP のものより保守的であり、利益および純資産を同時に扱うモデルに中国 GAAP に基づく財務情報が IFRS のものより当てはまりが良いが (胡 [2003]), 同モデルの下、(2000-2005年) IFRS はドイツ GAAP より当てはまりが良い (胡 [2010])。

#### <ディスクロージャー>

・企業のディスクロージャーのレベルが、(利益の質の一種である) アナリスト予測の正確性と有意に正の関係にあり、担当するアナリストが少ないとき、その正の関係がさらに強くなる (Hope [2003])。

・証券取引市場のディスクロージャー・システムの強さは、証券取引市場の所在国の市場の発展具合と正に関係する (Frost [2006])。

＜法体制＞

・一般的に法体制の強い国においてほど利益操作の水準が低く (Leuz et al. [2003]), アナリスト予測の正確性が高い (利益の質が高い) (Hope [2003]), 利益の質には会計基準自体の質だけでなく、その国の法の施行力も影響を及ぼし (Ball et al. [2003]), 法的環境 (特に施行力) が強い国ほど、米国投資者はその国への投資を増やす (Shima and Gordon [2011])。

＜経済的帰結＞

・市場流動性の側面に関する IFRS 導入の経済的帰結では、その改善が観測された (Daske et al. [2008])。

図表 4 は、上記の監査領域および会計領域研究における先行研究から浮かび上がったキーワードと他の分野研究との位置づけを示している。図表 4 の通り、監査と会計の Cross-Country 研究と法学・経済学・産業組織学や政治学の研究領域と交わっている。特に、監査領域の研究において、「ディスクロージャー」と「経済的帰結」をキーワード

とする先行研究が現段階において筆者の知る限りほとんどないことから、これらをキーワードとする Cross-Country 研究を手がけることが期待される。

### III Cross-Country 研究のデザイン・フレームワーク

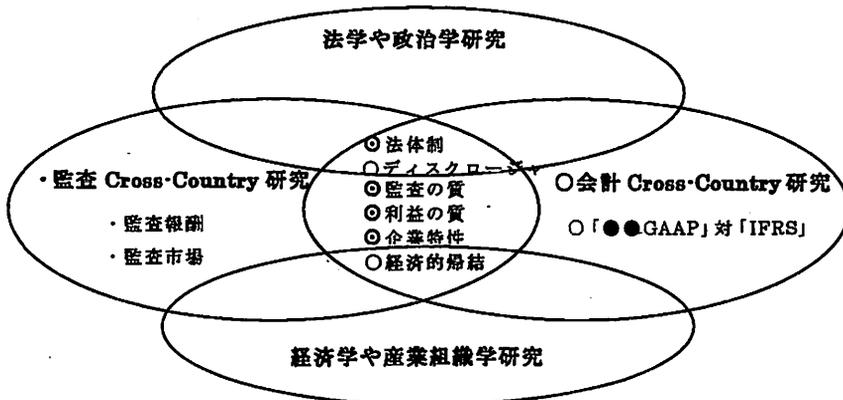
Cross-Country 研究の国内外の現状や先行研究のレビューを II 節で行ったので、III 節では Cross-Country 研究をデザインするときの注意点を考察しながら、そのデザイン・フレームワークの提示を試みる (図表 5 を参照。)。なお、注意点の考察時において、II 節で概説した先行研究を最大限に活用する。

研究者が Cross-Country 研究をデザインするとき、既に II 節の先行研究からもわかるように、国ごとの文化、法体制や政治体制の相違という研究背景に直面する。したがって、研究者がこれらの事情を踏まえ、リサーチ・クエスチョンを創造的に作り、明確な予測を立て、実行可能なリサーチ・デザインを構築しなければならない。

＜リサーチ・クエスチョン＞

リサーチ・クエスチョンを作るには、図表

図表 4 Cross-Country 研究の研究キーワードと各研究領域の関係～既存の先行研究から



出所：筆者作成。

5に示すような4点を踏まえることが必要条件であるといえる。それらは、①この研究はどの利害関係者（財務諸表の作成者、監査人、規制当局あるいは利用者）の立場に立っているか、②会計手法と選択がなぜ（その研究対象とする）国々によって違うか、③企業の基礎的活動の国別の違い、④それらの国において資本市場と債権市場が等しく効率的か、の4点である。

#### ＜リサーチ・デザイン：研究主体の選択＞

また、リサーチ・デザインという視点をさらに(1)研究主体の選択、(2)方法論、(3)データ選択および(4)その他の4つの側面から分けることができる。研究可能性という実践的な視点があるが、理想論的には、リサーチ・クエスションの下、研究主体を選択しなければならない。その選択がCross-Country研究の場合は、①なぜ1つの国でなく、いくつかの国を調査するのかということを確認に、②研究主体の機関的特徴を把握するとともに、③その特徴が時間とともに変化するかについて確認しておく必要がある。

たとえば、Frost et al. [2006]は、リサーチ・クエスションとして証券取引所のディスクロージャーとその証券取引所が所在する国の市場の発展具合との関係を検証したため、1つの国でなく、いくつかの国を調査する必要性が出た。また、彼女らは研究主体である各証券取引所のディスクロージャーと各国の市場の発展具合の機関的特徴やその時間の変化を捉えるため、まず国際取引所連合(WFE, 前身FIBV)の調査票や各証券取引所のHPなどから最初の12個のディスクロージャーの変数を作り、その後その集計変数と3つのサブ集計変数を用いて研究主体のディスクロージャーの機関的特徴を考慮した測定に挑んだ。またGDP、国内上場企業数、その年

のIPO企業数という伝統的な市場の発展具合の変数に加え、市場活動(流動性)を表す取引数や取引量計5つの変数の平均として計算されるものを用いて各国の市場の発展具合を測る。逆に言うと、これらのリサーチ・デザインができたのも、研究主体の機関的特徴に対する理解がなければ成し遂げられないものであろう。

#### ＜リサーチ・デザイン：方法論＞

方法論の要素に関しては、研究主体の選択が1つの国であれば、同じ国を土台とする企業レベルの分析になるが、いくつかの国であれば、企業レベル+国レベルの分析になると考えられる。また、ここで考慮しておかなければならないのが、機関的特徴のコントロールであろう。企業レベルの分析であるとするれば、その企業がおかれている国レベルの機関的特徴に加え、その企業が所在する産業や規模、様々な企業レベルの機関的特徴をコントロールする必要があるかについて、検討しておく必要がある。

Choi et al. [2009]のリサーチ・デザインから、しっかりと企業レベルと国レベルの機関的特徴のコントロール変数を分けているところは参考になるかもしれない。(図表2でも確認できるように)彼らが法体制の違う国での重複上場における監査報酬のプレミアムについて分析するために、監査報酬を被説明変数、法体制や重複上場とそれらの交差項などを説明変数とする回帰分析を基本モデルとした。そこで生じてくる問題として、基本モデルの中に、どのように企業レベルと国レベルの機関的特徴のコントロール変数をいれるかである。彼らがそこで総資産の自然対数、新增資・損失報告や大監査法人による監査の有無、セグメント数などを企業レベル、GDP、外国直接投資額、ディスクロージャー・レベ

ルを表す変数（CIFAR 調査より）や大監査法人の独占具合を国レベルのコントロール変数として使っており、その理由も克明に記した（Choi et al. [2009], pp. 1437-1439）。

＜リサーチ・デザイン：データ選択＞

データ選択に関して、①限られたデータしかない場合どうするか、②国別による企業のサイズや産業の構成の違いをどう克服するか、③ランダム・サンプルの利用の可能性についての検討、④形式や言語の違い、の4点を考慮することが有効と思われる。データが有限であるということが研究に制限をかけることになるが、リサーチ・クエスチョンに即したデータ選択であれば、問題がないと考えられる。たとえば、Ashbaugh and Olsson [2002] が SEAQ 国際資本市場上場の 15 カ国 62 個、町田 [2005] が日・英・米 3 カ国それぞれ 46, 33, 30 個、Henry et al. [2009] が EU の 14 カ国 75 個、いずれも 100 個のサンプルを下回っているが、データ選択が適切だったと思われる。

また、企業のサイズや産業構成の違いは時には方法論の中の企業規模や産業ダミーのコントロール変数の設定により解決できる。また、産業構成の違い、形式や言語の違いは、同一（産業や国）データ・ベースの選択により回避できよう。

IV Cross-Country 研究の将来展望&提言：チャレンジとチャンス

＜一般論＞

会計・監査領域の国際的な研究の研究機会が豊富である。進行中の会計基準の統一化、多国籍企業や資本市場の増殖はこの領域への公衆の興味を引き寄せている。Cross-Country における会計プロセス・ディスクリージャーの差異や、その差異の帰結に対する理解に関する研究成果は常に社会の関心を集めている。進行中の会計基準の統一化の流れを汲むことで、会計基準の統一化を研究する研究者は、

図表 5 Cross-Country 研究のデザイン・フレームワーク

フレームワーク要素	主要な論点
リサーチ・クエスチョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この研究はどの利害関係者（財務諸表の作成者、監査人、規制当局あるいは利用者）の立場に立っているか。</li> <li>・会計手法と選択がなぜ国によって違うか。</li> <li>・企業の基礎的活動の国別の違い。</li> <li>・資本市場と債権市場が等しく効率的か。</li> </ul>
リサーチ・デザイン	
研究主体の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ1つあるいはいくつかの国を調査するのか、明確に示さなければならない。</li> <li>・研究主体の特徴が時間とともに変化すること、あるいは国によって違うことに注意しなければならない。</li> <li>・研究主体の機関的特徴を理解しておかなければならない。</li> </ul>
方法論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業レベルまたは国レベルの分析なのか。</li> <li>・機関的特徴のコントロール変数をどうするか。</li> </ul>
データ選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られたデータしかない場合どうするか。</li> <li>・国別による企業のサイズや産業の構成の違いをどう克服するか。</li> <li>・ランダム・サンプルの利用の可能性についての検討。</li> <li>・形式や言語の違い。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や産業の効果をコントロールする必要があるか。</li> <li>・国の内部変数と国間の変数の使い分けをどうするか。</li> </ul>

出所：筆者が Gordon et al. ([2013], p. 148) を参考に作成。

Ⅲ節でも述べたように、時間をかけて、基準間の差異を理解し、統一化された基準の実行に影響する企業別あるいは国別のファクターをコントロールした上でリサーチ・デザインをするべきである。

インターネット、報道や学術的な研究成果を通じて世界経済に関する情報が溢れている今、研究者が研究デザインをするときに、制度的特徴の粗い広範な指定のみならず、社会経済における更なる特定の指定（コントロール）が必要になるだろう。たとえば、Jaggi et al. [2012] は、広範な制度的特徴である国の「法的環境」のみを考慮するのをやめて、その法的環境をさらに「法自体の厳密さ」と「法の執行の厳密さ」の2つの側面から細分し、社会経済における特定の指定を研究デザインに織り込むことに成功し、読者に新たな洞察眼と結果を提供したのである。

ただし、注意しなければならないのは、Cross-Country 研究でなく、単一の国を研究対象とする研究でも、国際的な示唆を提示する研究もあることである（たとえば、Blokdijk et al. [2006]; Gassen and Skaife [2009]）。重要なのは、単一の国で提示された証拠でも、類似した資本市場・法的環境やディスクロージャー規制を持つ他の国において示唆があることである。一方、研究者は、単一の国の設定における発見が他国への示唆を認識しないで研究を進めていると、その研究成果を目にする読者はその研究の国際的意義や普遍性に疑念を持つかもしれない。したがって、研究者は自身の研究の他国への示唆や世界的学界における意義を十分に留意して研究を進めるべきであろう。

#### <日本の研究者にとって>

日本の研究者は、国際的なデータ・ベース、たとえば、Compustat Global Database,

Datestream, Mergent, Osiris, S&P Capital IQ Compustat, WRDS (Wharton Research Data Services) のアクセス権を購入し、大がかりなデータを使う Cross-Country 研究が可能であると思われる。たとえば、胡 [2010] は Mergent 社のデータベースを使って、ドイツ企業の財務情報を入手し、「ドイツ GAAP」対「IFRS」に基づく財務情報の価値関連性を検証することができ、広範に興味を引く「〇〇GAAP」対「IFRS」の財務情報有用性という題材に触れることができた。

国際的なデータ・ベースがなくとも、国際的な調査や実験研究を手がけることや他国の研究成果と比較することも可能であると考えられる。たとえば、町田 [2005; 2012] は、それぞれ日・米・英の実験研究や日・米の実態調査研究を手がけ、内部統制や監査時間（監査の質の一種）という監査領域におけるホット・トピックス的な研究を進められた。また、加賀谷 [2014] は、日本におけるアンケート調査を Dichev et al. [2013] のものを参考に実行し、彼らの研究結果や背景となる日米における財務報告のニーズの違いを検討しながら、実証的会計研究におけるイノベーションの探求という喫緊で重要なテーマに迫った。

また、日本を題材にしても、国際的な示唆を学界や実務界に与えられれば、十分に国際的に活躍できるチャンスがあると考えられる。たとえば、Herrmann et al. [1996] は、日本の財務諸表を米国 GAAP に準拠して再表示するメリットを探ることで、日本を題材にしながら、当時の非米国企業の米国上場時における問題：米国 GAAP に調整表を出すことについての是非に示唆を与えた。また、Skinner and Srinivasan [2012] は、日本という訴訟リスクが低い国という特徴・背景を

強調し、2006年カネボウ事件で担当監査人のレピュテーションが著しく破損したケースを取り上げ、監査の質を維持するための監査人のレピュテーション・インセンティブという普遍的なテーマに対して検証し、証拠を提示した。

さらに、日本の研究者は、国際的なデータ・ベースでなくても、他国のデータ・ベースを利用することで、2カ国間の Cross-Country 研究を行える。たとえば、Herrmann et al. [2000] は、Compustat と日本の NEEDS データ・ベースからそれぞれ米国と日本のデータを入手し、世界の2大証券市場という位置づけをした米国と日本に上場している小売業と製造業について、利益構成要素の持続性と予測正確性を検証した。その結果、日米ともに利益を構成要素に細分類したほうが利益の予測正確性の改善が見られ、特に、その改善が日本よりも米国のほうが大きいことがわかり、詳細なガイドラインによる利益の細分類をサポートする体制の重要性という普遍的な示唆を与えた。

## V 総括～将来研究へのオープン・クエスチョンも取り上げながら

本稿では、グローバル時代における会計・監査研究の行方を検討すべく、Cross-Country 研究に注目し、既存の研究実態を分析して、Cross-Country 研究の今後のデザイン・フレームワークの提示を試み、将来における研究の可能性についての検討を重ねてきた。分析してきた要点を下記のようにまとめる。

(1) Cross-Country 研究は経済のグローバル化を背景としながら、国際的なデータ・ベースの整備に伴い、たとえば、米国におい

て将来的に有力な研究ストリームの1つとして認識されるようになった。

(2) 既存の Cross-Country 研究をまとめてみると(図表1)、監査領域における研究の関心が①法体制、②監査報酬、③監査の質、④利益の質、⑤企業特性および⑥監査市場の6つのキーワードに集約でき(図表2)、また会計領域における研究の関心が①利益の質、②ディスクロージャー、③経済的帰結、④法体制および⑤「〇〇GAAP」対「IFRS」の5つのキーワードにまとめられる(図表3)。そこから先行研究で未開拓であるように見受けられる、監査領域の研究において、「ディスクロージャー」と「経済的帰結」をキーワードとする Cross-Country 研究を手がけることが期待できるかもしれない。監査・会計研究領域の Cross-Country 研究は、法学・政治学・経済学や産業組織学と研究領域が重なっている(図表4)。

(3) Cross-Country 研究のデザイン・フレームワークには、まず、創造的なりサーチ・クエスチョンが必要で、また、実行可能なりサーチ・デザインを構築しなければならない。さらにリサーチ・デザインという視点をさらに①研究主体の選択、②方法論、③データ選択および④その他の4つの側面から分けることができる(図表5)。

(4) Cross-Country 研究の将来展望・提言において、一般的に、国際的に進行中の会計基準の統一化・多国籍企業や資本市場の増殖を背景とする Cross-Country 研究が盛んになることが予測されるが、会計基準の基準間の差異への理解、企業別・国別の機関的特徴への熟知およびその上での実際のリサーチ・デザインでの細かな配慮(コントロール)の研究設計が必要である。一方、Cross-Country 研究でなくとも、単一の国を研究対象とする

図表 6 将来 Cross-Country 研究へのオープン・クエスチョン：国際財務報告の視点

<p>&lt;IFRS 導入に関連&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もし IFRS 導入が利点が多いのであれば、なぜすべての国と企業が IFRS を導入しないのか？会計システムの変更に必要なコストが高すぎるからか？政治的な要素が自国基準を放棄するのを選択しないからか？もしそうであれば、なぜそのような事態になったのか？それらの抵抗勢力は何なのか？</li> <li>・国際的な実行可能性をもつ基準を作ることはそもそも可能なのか？</li> <li>・国際的な単一的な会計基準が最適なのか？単一的な会計基準が最適でなくなる未確認の要素は存在するのか？たとえば、いくつかの状況において企業の根本的な経済の反映に失敗する可能性がないのか？もしあるとすれば、それはなぜなのか？</li> </ul>
<p>&lt;政治対基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準設定における政治的役割は？政治的な圧力はどのようなものが考えられるか？異なる国からの政治的圧力はお互いに相殺しあうのか増強しあうのか？</li> <li>・基準設定プロセスにおける政治的圧力の存在は、高いあるいは低い質の基準を導くのか？つまり、政治的圧力は、成果の質を妥協させるのかそれとも健康的な緊張感を提供しているのか？</li> </ul>
<p>&lt;財務報告の特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務報告にもっとも重要な機関はどこなのか？</li> <li>・基準の統一化への障害は、IFRS 導入時に国や企業が直面する変換より発生しているのか？それとも、もっと広範において発生しているのか？</li> <li>・基準の適用および施行を国際的に首尾一貫的にするためにはどうすればいいのか？証券規制者の更なる活動を必要としているのか？監査法人の役割は？企業による自主的な活動に頼るべきであるのか？グローバル的な首尾一貫性の保証を手助けする機関あるいはインセンティブの構造はどのようなものなのか？</li> <li>・アナリスト、ニュース・メディア、新聞発表、経営者への格付け、市場マイクロストラクチャおよび債権者のようなローカル的な情報環境の役割は？全世界において、更なる即時的な報告、増強されたディスクロージャー、追加的なセーフガード、増加させた監査人の監視、よりよい执行力あるいは証券規制者への統一的なアプローチによる効果は？これらの効果を予測できるのか？このような変化に対する意図せざる帰結はあるのか？</li> </ul>
<p>&lt;コスト対ベネフィット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな財務報告が企業の資本コストを削減させるのか？資本の配分や国間の貿易を促進しているのか？企業所在国の投資バイアスを削減させるのか？</li> <li>・グローバルな基準がより高質なのか？世界的にグローバルな財務報告によるベネフィットの証拠は？</li> </ul>

出所：筆者が Barth ([2008], pp. 1175-1176) を参照しながら、Cross-Country 研究と結びつけながら、作成。

研究でも、国際的な示唆を提示する研究もあることに注意して研究に取り込むべきであろう。

(5) Cross-Country 研究への取り込みは、日本の研究者にとって大きなチャンス（チャレンジ）である。研究者は国際的あるいは他国のデータ・ベースの購入・利用により Cross-Country 研究が可能であろうし、また国際的な調査や実験研究を手がけることや他国の研究成果と比較することも Cross-Country 研究を進める上で有効であるかもしれない。

最後に Mary E. Barth が 2008 年の The Accounting Review に載せた「グローバル財務報告：米の学者への示唆」<sup>(3)</sup>にあるオー

ブン・クエスチョンのうち、Cross-Country 研究と関係あるものを提示し（図表 6）、今後の研究への期待を込めることで、本稿の結びとしたい。

<注>

- (1) トムソン・ロイター社が提供する SSCI ジャーナル・リストは、下記の HP より取得できる。  
[http://wokinfo.com/products\\_tools/multidisciplinary/webofscience/ssci/](http://wokinfo.com/products_tools/multidisciplinary/webofscience/ssci/)
- (2) Standard & Poor's 社の Compustat Global データ・ベースは、1987 年からサービス提供を開始しているものであり、世界 5 万社を超える企業の財務情報と市場データを提供し、世界の株式市場の 90% をカバーしているという。下記の HP よりそのカバー・リストを取得できる (Standard & Poor's 社の正式な HP

より取得できないため、国立台湾大学に付属している HP を参照)。

<http://newweb.management.ntu.edu.tw/database/DBTatest/COMPUSTAT/COMPUSTAT%20%28Global%29%20Annual%20Data%20Items.pdf>

- (3) Barth [2008] は、当該雑誌のシニア・エディター、Dan Dhaliwal の招待の下、投稿されたものである。彼女は、スタンフォード大学の教授、IASB のボードメンバー [2001-2009]、アメリカ会計学会の次期会長 [2013-2014] である。

### <参考文献>

- Alford, A., J. Jones, R. Leftwich, and M. Zmijewski [1993], The Relative Informativeness of Accounting Disclosures in Different Countries. *Journal of Accounting Research* 31 (Supplement), pp. 183-223.
- Amir, E., T. S. Harris, and E. K. Venuti [1993], A Comparison of the Value-Relevance of U.S. versus Non-U.S. GAAP Accounting Measures Using Form-20-F Reconciliations. *Journal of Accounting Research* 31 (Supplement), pp. 230-264.
- Ashbaugh, H., and P. Olsson [2002], An Exploratory Study of the Valuation Properties of Cross-Listed Firms' IAS and U.S.-GAAP Earnings and Book Values. *The Accounting Review* 77, pp. 107-126.
- Ball, R., A. Robin, and J. Wu [2003], Incentives versus Standards: Properties of Accounting Income in Four East Asian countries. *Journal of Accounting and Economics* 36, pp. 235-270.
- Barth, M. [2008], Global Financial Reporting: Implications for U.S. Academics. *The Accounting Review* 83 (5), pp. 1159-1179.
- Barth, M., W. Landsman, M. Lang, and C. Williams [2012], Are IFRS-based and US GAAP-based accounting amounts comparable. *Journal of Accounting and Economics* 54, pp. 68-93.
- Blokdijs, H., F. Driehuisen, D. Simunic, and M. T. Stein [2006], An Analysis of Cross-Sectional Differences in Big and Non-Big Public Accounting Firms' Audit. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 25 (1), pp. 27-48.
- Choi, J. H., J. B. Kim, X. Liu, and D. Simunic [2008], Audit Pricing, Legal Liability Regimes, and Big 4 Premiums: Theory and Cross-Country Evidence. *Contemporary Accounting Research* 25, pp. 55-99.
- Choi, J. H., J. B. Kim, X. Liu, and D. Simunic [2009], Cross-Listing Audit Fee Premiums: Theory and Evidence. *The Accounting Review* 84 (5), pp. 1429-1463.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi [2008], Mandatory IFRS Reporting around the World: Early Evidence on the Economic Consequences. *Journal of Accounting Research* 46 (5), pp. 1085-1142.
- Dye, R. A. [1993], Auditing Standards, Legal Liabilities and Auditor Wealth. *Journal of Political Economy* 101 (5), pp. 887-914.
- Francis, J., and D. Wang [2008], The Joint Effect of Investor Protection and Big 4 Audits on Earnings Quality around the World. *Contemporary Accounting Research* 25 (1), pp. 1-39.
- Francis, J. R., P. N. Michas, and S. E. Seavey [2013], Does Audit Market Concentration Harm the Quality of Audited Earnings? Evidence from Audit Markets in 42 Countries. *Contemporary Accounting Research* 30 (1), pp. 325-355.
- Frost, C., E. Gordon, and A. Hayes [2006], Stock Exchange Disclosure and Market Development: An Analysis of 50 International Exchanges. *Journal of Accounting Research* 44, pp. 437-483.
- Davidson, S. and J. M. Kohlmeier [1966], A Measure of the Impact of Some Foreign Accounting Principles. *Journal of Accounting Research* 4 (2), pp. 183-212.
- Dichev, I., J. Graham, C. R. Harvey, and S. Rajgopal [2013], Earnings quality: Evidence from the field. *Journal of Accounting and Economics* 56, pp. 1-33.
- Gassen, J., and H. Skaife [2009], Can Audit Reforms Affect the Information Role of Audits? Evidence from the German Market. *Contemporary Accounting Research* 26 (3), pp. 867-89
- Gordon, E. A., A. Greiner, M. J. Kohlbeck, S. Lin, and H. Skaife [2013], Challenges and Opportunities in Cross-Country Accounting Research. *Accounting Horizons* 27 (1), pp. 141-154
- Gul, F. A., G. Zhou, and X. Zhu [2013], Investor Protection, Firm Informational Problems, Big N Auditors, and Cost of Debt around the World. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 32 (3), pp. 1-30.
- Herrmann, D., T. Inoue, and W. Thomas [1996],

- Are There Benefits to Restating Japanese Financial Statements According to US GAAP? *Journal of Financial Statement Analysis* 2, pp. 61-73.
- Herrmann, D., T. Inoue<sup>2</sup>, and W. B. Thomas [2000], The Persistence and Forecast Accuracy of Earnings Components in the USA and Japan. *Journal of International Financial Management & Accounting* 11 (1), pp. 48-70.
- Henry, E., S. Lin, and Y. Yang [2009], The European-U.S. "GAAP Gap": IFRS to U.S. GAAP Form [20-F Reconciliations. *Accounting Horizons* 23 (2), pp. 121-150.
- Hu, D. [2012], Management Attitudes Toward Adopting International Accounting Standards: How Japanese Management Attitudes Changed in the Past Decades. *Journal of International Business Research* 11 (2), pp. 57-72.
- Hope, O. [2003], Disclosure Practices, Enforcement of Accounting Standards, and Analysts' Forecast Accuracy: An International Study. *Journal of Accounting Research* 41 (2), pp. 235-272.
- Jaggi, B., F. A. Gul, and T. S. C. Lau [2012], Auditor Industry Specialization, Political Economy and Earnings Quality: Some Cross-Country Evidence. *Journal of International Financial Management & Accounting* 23 (1), pp. 23-61.
- Khurana, I. and K. Raman [2004], Litigation Risk and the Financial Reporting Credibility of Big 4 versus non-Big 4 Audits: Evidence from Anglo-American Countries. *The Accounting Review*, 79 (2), pp. 473-495.
- Kwon, S. Y., C. Y. Lem, and P. Tan [2007], Legal Systems and Earnings Quality: The role of Auditor Industry Specialization. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 26 (2), pp. 25-55.
- Lang, M., J. Raedy, and W. Wilson [2006], Earnings Management and Cross Listing: Are Reconciled Earnings Comparable to U.S. Earnings? *Journal of Accounting and Economics* 42 (1-2), pp. 255-283.
- Leuz, C., D. Nanda, and P. Wysocki [2003], Earnings Management and Investor Protection: An International Comparison. *Journal of Financial Economics* 69 (3), pp. 505-527.
- Liao, Q., T. Sellhorn, and H. Skaife [2012], The Cross-Country Comparability of IFRS Earnings and Book Values: Evidence from France and Germany. *Journal of International Accounting Research* 11 (1), pp. 155-184.
- Senn, S. A. [1955], Differences in British and U.S. Auditing Practice. *Journal of Accountancy* (Sep), pp. 57-60.
- Shima, K., and E. Gordon [2011], IFRS and the Regulatory Environment: The case of U.S. Investor Allocation Choice. *Journal of Accounting and Public Policy* 30 (5), pp. 481-500.
- Simunic, D. A. [1980], The Pricing of Audit Services: Theory and Evidence. *Journal of Accounting Research* 18(1), pp. 161-90.
- Skinner, D. J. and S. Srinivasan [2012], Audit Quality and Auditor Reputation: Evidence from Japan. *The Accounting Review* 87(5), pp. 1737-1765.
- 伊藤大義 [2004], 「日本公認会計士協会 監査時間の国際比較調査結果と分析について」『企業会計』56 (12), pp. 1714-1719.
- 井上普就 [2007], 「国際比較による日本の監査委員会制度の現状分析」『東北学院大学経営・会計研究』14, pp. 21-38.
- 岩崎勇 [2000], 「英国会計の概念的枠組についてー英米の概念的枠組の計算構造比較を中心として」『国際会計研究学会年報』2000, pp. 75-88.
- 岩田巖 [1950], 「監査基準についてー米国の監査基準との比較」『税経通信』5 (10), pp. 66-72.
- 加賀谷哲之 [2014], 「実証的会計研究におけるイノベーションの探求: 経営者の利益観の日米比較を通じて」『会計』185 (1), pp. 29-45.
- 久保田音二郎 [1952], 「米独の外部監査の比較」『會計』61 (2), pp. 193-208.
- 川村義則 [2000], 「減損会計における現在価値と公正価値ー米国基準と国際会計基準の比較検討」『企業会計』52 (2), pp. 206-215.
- 黒沢清 [1949], 「会計原則の比較研究」『會計』56 (3), pp. 1-6.
- 古賀智敏 [1999], 「時価会計基準の国際比較」『企業会計』51 (11), pp. 18-25.
- 古賀智敏 [2011], 『グローバル財務会計』森山書店.
- 古賀智敏・五十嵐則夫 [1999], 『会計基準のグローバル化戦略』森山書店.
- 胡丹 [2003], 「国際会計基準に基づく財務情報の価値関連性ー上海証券取引所で上場した企業からの実証的証拠ー」『會計プロGRESS』4, pp. 71-84.
- 胡丹 [2005], 「U.S.GAAPによる財務諸表と日本証券市場ー価値関連性の研究」『會計』157 (6), pp. 94-109.
- 胡丹 [2010], 「IFRSとドイツGAAPの財務情報の価値関連性ー上場ドイツ企業からの実証的証拠」『會計』178 (5), pp. 683-698.
- 胡丹 [2012], 「中国における中小企業会計 2011に

- ついでの一考察：国際的比較視点を用いながら」『経済科学』59 (4), pp. 115-127.
- 櫻井通晴 [2000], 「世界主要国のテレコム管理会計システム—日・米・英・独・豪の比較研究」『企業会計』52 (2), pp. 148-155.
- 椎葉淳 [2011], 「比較会計制度分析：コントロール機能の一つの分析視角」『管理会計学』19 (2), pp. 53-74.
- 高田正淳 [2000], 「コーポレート・ガバナンスと監査制度：国際的比較を中心として」『商學論纂』41 (2), pp. 1-21.
- 辻峰男 [2003], 「企業結合会計の国際比較」『会計学研究』15, pp. 45-54.
- 増村紀子 [2005], 「利益の情報内容から見た日米会計基準の優劣比較」『會計』167 (5), pp. 743-756.
- 町田祥弘 [2003], 「ゴーイング・コンサーン監査規定の国際比較—わが国の特徴と課題」『企業会計』55 (10), pp. 1423-1431.
- 町田祥弘 [2005], 「内部統制評定にかかる監査人の判断の国際比較」『産業経理』65 (3), pp. 69-81.
- 町田祥弘 [2012], 「監査時間の国際比較に基づく監査の品質の分析」『會計』181 (3), pp. 354-367.